序章 はじめに

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

(1) 目的

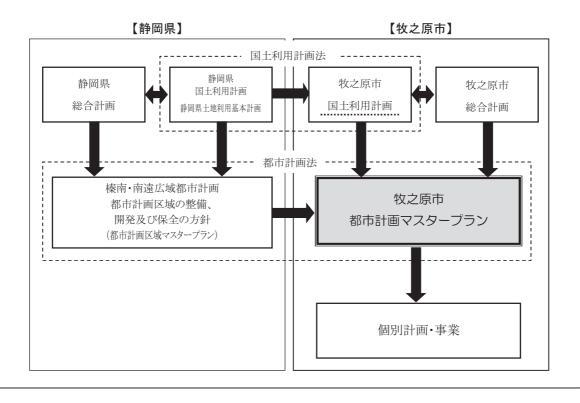
○ 市の都市計画、まちづくりに関する基本的な計画となるもので、市の目指すべき将来像や土地利用、 道路、公園などの分野ごとの基本的な方針を示します。

(2) 役割

- ① 市の都市計画、まちづくりに関する目標、方針等の共有化を図ります。
- ② 個別の分野別計画の策定の際の指針・根拠となります。
- ③ 個別の都市計画(用途地域等の地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等)の決定・変更の際の指針・根拠となります。
- ④ 都市づくりに関する各種事業・取組を実施する際の指針・根拠となります。

(3) 体系

○ 都市計画マスタープランは、「市町村の建設に関する基本構想(総合計画等)」及び、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して策定することとなっています。本市では、「牧之原市総合計画」及び静岡県が策定する「榛南・南遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」がこれにあたります。



※本計画の文中の下線 ______ がある語句については、巻末(209 頁から 219 頁)に解説があります。

2 牧之原市都市計画マスタープランとは

人口減少及び少子高齢化の進行、大規模な津波被害が想定される南海トラフ地震への対策、富士山 静岡空港の開港など、本市を取り巻く環境の変化や抱える課題を踏まえ、これからの本市の都市計画、 まちづくりの目指すべき姿、まちづくりの方針を示します。

(1) 対象区域

○ 計画対象区域は、本市全域(11,169ha)とします。

(2) 目標年次

- ① 目標年次は、概ね 20 年後の平成 47 年とします。
- ② 中間年次は、平成37年とします。上位計画である牧之原市総合計画等の基本構想との整合を図ります。

(3) 構成

○ 都市計画マスタープランは、計画対象区域全体の都市づくりの方向性を示す「全体構想」と地区ごと に個々の特性や課題に応じた地区づくりの方向性を示す「地区別構想」により構成します。

